

神奈川県トップ経営体育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地産地消を推進し、県民の求める新鮮で安全・安心な農畜産物の安定供給を図るとともに、優れた経営感覚を有する経営体（以下「トップ経営体」という。）を育成するため、県内市町村長が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助事業者 補助金の交付を受け、補助事業を行う者をいう。
- (2) 間接補助 補助金の交付の対象となる事業を行う者に、県以外の者を経由して間接的に補助するものをいう。
- (3) 間接補助事業者 間接補助により事業を行う者をいう。

(補助の対象)

第3条 事業実施主体、補助対象経費及び補助率は、次の表1のとおりとし、これらの事業に要する経費に対して交付するものとする。

表1

事業実施主体	補助対象経費	補助率
1 市町村	1 市町村がトップ経営体を目指す域内の事業実施主体を支援するため、かながわ農業版MBA研修修了者または研修修了者が経営の意思決定に関与していることが明確な経営体もしくはその経営主が行う次の各号に掲げる事業に要する経費に対して補助金等を交付するために必要な経費。 (1) 育苗施設の整備 (2) 乾燥調製施設の整備 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設の整備 (4) 農産物処理加工施設の整備 (5) 集出荷貯蔵施設の整備 (6) 直売施設の整備	10/10 以内 (ただし、間接補助事業者が行う事業に要する経費の1/3を上限とする。)

	(7) 用土等供給施設の整備 (8) 被害防止施設の整備 (9) 農業廃棄物処理施設の整備 (10) 生産技術高度化施設の整備 (11) 種子種苗生産関連施設の整備 (12) 有機物処理・利用施設の整備 (13) 家畜飼養管理施設の整備 (14) 家畜排せつ物処理施設の整備 (15) 自給飼料関連施設の整備 (16) 畜産物加工・販売施設の整備 (17) 農畜産業機械（アタッチメントを含み、その取得価格が50万円以上のものに限る。）の導入	
2 (1) かながわ農業版MBA研修修了者 (2) 研修修了者が経営の意思決定に関与していることが明確な経営体もしくはその経営主	2 上記1のうち、土地に定着せず、容易に移動する事が可能な機械及び設備等を導入するために必要な経費	1/3 以内

（補助額の算出方法）

第4条 補助額の算出方法は、前条の表1に応じ、同表の補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、当該事業に要する経費から国庫支出金、神奈川県トップ経営体育成事業実施要領（以下「要領」という。）に定める特定財源を控除した額又は1千万円のいずれか低い額を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請書の提出期日等）

第5条 規則第3条第1項の規定による神奈川県トップ経営体育成事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期日は、知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のと

おりとする。

- (1) 神奈川県トップ経営体育成事業計画書
- (2) 実施設計書
- (3) 収支予算書（第2号様式）
- (4) 役員等氏名一覧表（第3号様式）
- (5) その他知事が必要と認めた書類

- 3 補助事業者又は間接補助事業者(以下「補助事業者等」という。)は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、補助事業の円滑な推進を図る上で必要と認められるときは、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする場合は、申請書にその理由を記載した書類を添付するものとする。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、事業実施主体が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、事業実施主体が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に

対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、事業実施主体が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
 - ① 第3条の表1の(1)から(17)の費目相互間のいずれか低い額の30%未満の変更をすること。
 - ② 補助対象経費の合計の30%未満の増減。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、間接補助事業者に対し、前項と同一の条件を付さなければならない。
- (5) その他、この要綱及び要領の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県トップ経営体育成事業変更(中止、廃止)承認申請書(第4号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、12月31日現在の状況を、事業遂行状況報告書(第5号様式)により1月15日までに行わなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県トップ経営体育成事業実績報告書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて、

事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 精算設計書（実施設計と同じ場合は省略）
 - (2) 収支精算書（第2号様式）
 - (3) 財産管理台帳（第7号様式）の写し
 - (4) 契約書の写し及び完成写真
 - (5) その他知事が必要と認めた書類
- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者等は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに知事に対して報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者等は、補助対象経費により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第17条ただし書の規定により知事が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 規則第17条第2号の規定により知事が別に定める機械は、1件あたりの取得価格が50万円以上のものとする。
- 4 処分制限期間内において、財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事に承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（書類の整備等）

第15条 補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、当

該収入及び支出についての証拠書類を備え、かつ、取得財産に係る補助金交付決定通知、実績報告書、その添付書類、財産管理台帳及びその他関係書類（以下「証拠書類等」という。）を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類等については、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保管しなければならない。ただし、処分制限期間を経過していない取得財産がある場合は、処分制限期間において保管するものとする。
- 3 補助事業者等が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保管期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第16条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事にその旨を届け出なければならない。

- （1）補助事業者等の住所又は氏名（補助対象農業団体にあつては所在地又は代表者）を変更したとき。（第9号様式）
- （2）補助事業のうち工事を伴うものにあつては当該工事に着手したとき。（第10号様式）
- （3）天災地変その他の事故により規則第17条の規定により定めた財産を損傷又は亡失したとき。（第11号様式）

（書類の提出先等）

第17条 規則及びこの要綱の規定による書類の提出先は、横浜川崎地区農政事務所又は所轄の地域県政総合センターとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。